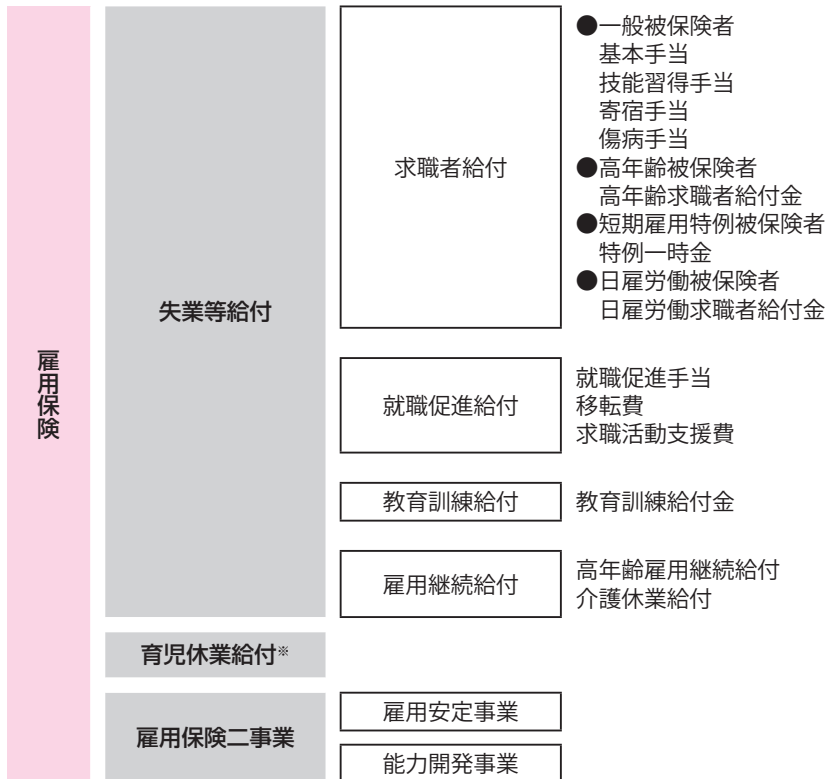


◆雇用保険制度の概要



※ 育児休業給付は、従来は失業等給付の一つとされていたが、2020年（令和2年）4月の改正法施行により、失業等給付から独立させ、子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の安定を図るための給付として位置付けられた。